

# 令和5年分以降の給与所得の源泉徴収票の 控除対象扶養親族の区分欄の記載方法

令和2年度税制改正により、令和5年1月以降、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の要件が見直されました。

これにより、令和5年分以降の給与所得の源泉徴収票の控除対象扶養親族の「区分」欄については、下記の内容で記載してください。

## 税務署提出用の源泉徴収票の記載イメージ

令和5年分 給与所得の源泉徴収票											
支払を受ける者	住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関アパート501号	(受給者番号)									
		(個人番号)									
		(役職名)									
氏名		(フリガナ) コクゼイ タロウ									
氏名		国税 太郎									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額			
給与・賞与	内 8 千 970 円 000	6 千 973 円 000	2 千 933 円 127	245 千 300 円							

(摘要)												
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	24,000 円	旧生命保険料の金額	36,000 円	介護医療保険料の金額	48,000 円	新個人年金保険料の金額	53,000 円	旧個人年金保険料の金額	72,000 円		
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用款	1	居住開始年月日(1回目)	27 年 3 月 14 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)			
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) コクゼイ マサコ	氏名	国税 昌子			区分	配偶者の合計所得	0 円	国民年金保険料等の金額	176,460 円	旧長期預書保険料の金額	19,600 円
控除対象扶養親族	(フリガナ) コクゼイ イチロウ	氏名	国税 一郎			区分	16歳未満の扶養親族	基礎控除の額		所得金額調整控除額	47,000 円	
	個人番号	1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	区分			(備考)						
	(フリガナ)	氏名	国税 次郎			区分						
	個人番号		区分									
	氏名		区分									

### ●控除対象扶養親族の区分

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄※1	居住者
01	非居住者(30歳未満又は70歳以上)
02	非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)
03	非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)
04	非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※2)

※1 給与所得の源泉徴収票をe-Tax又は光ディスク等で税務署へ提出する場合は、「00」と記録してください。

※2 ①「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者  
 ②「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者を、それぞれ表現しています。  
 なお、30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

※ 受給者交付用の源泉徴収票にはマイナンバー及び法人番号は記載しません。



国税庁

法人番号

7000012050002